

葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(第3版)

令和2年5月29日

(令和3年12月13日改訂)

(令和5年3月13日改訂)

全日本葬祭業協同組合連合会

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための通常の葬儀施行について

全国的に新型コロナウイルスの感染が確認されている中、葬儀場については「社会生活を維持する上で必要な施設」として、ほぼすべての自治体において緊急事態措置による自粛・施設等の利用制限の対象外となっており、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請されております。

そのため、新型コロナウイルスの感染防止が求められている中においては、葬儀業者スタッフはご遺族と葬儀の打ち合わせをする段階から、近距離や密接して行ういわゆる「3密（密閉・密集・密接）」を避け、既に公表されている「新しい生活様式」を踏まえて対応していくことが重要となってきます。

また、デルタ・オミクロン株等の変異株の情報を収集したうえで、接触感染・飛沫感染・エアロゾル感染の経路に応じたリスク評価を行い、感染防止策を講じる。

なお、3密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

<参考>「新しい生活様式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

また、実際の葬儀の場面においても、参列する際に他の会葬者との接触を避ける様々な工夫を図り、ご遺族及び参列者、葬儀業者、宗教者の三者が共通の理解のもと執り行うことが大切であります。他方、新型コロナウイルスで亡くなられた方の葬儀を行う際には、ご遺族も濃厚接触者となっている可能性があることを念頭に対応することが必要です。

いずれの状況においても、私たち葬儀業者は常にご遺族に寄り添い、ご遺族が最愛の故人と最後のお別れの場となる葬儀に真心と誠意を持って対応致します。

なお、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」等により、マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本とすること、流行期に高齢者等重症化リスクの高い者が混雑した場所に行くときには感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されること、マスク着用の考え方の見直しは令和5年3月13日から適用すること等の方針が示されました。葬儀業におきましては、会葬者の年齢や体調、地域性等により必要に応じて葬儀社からマスクの着用をお願いすることがありますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための通常の葬儀施行のポイント

- ① 葬儀の打ち合わせ等をする際は、適切な対人距離の確保、3密の回避を徹底すると共に、対面で座らないような座席配置を工夫する。葬儀業者スタッフの安全を確保するために、ご遺族に対し事前に「可能な範囲で、打ち合わせに参加される方の健康状態」、「打ち合わせの際は、できるだけ少人数で行うこと」等を確認するとよい。また、対角線上にある窓やドアを開ける等換気¹を良くし、手指消毒剤やティッシュペーパーを常備しておくこと。打合せには、適宜オンライン（電話やFAX、メール、郵便物等）を併用して行うとよい。
- ② ご遺族、会葬者等が風邪のような症状や発熱など体調が優れない場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、濃厚接触者は発症のリスクがあることを踏まえて、特に症状がある場合には対面での打ち合わせや葬儀、火葬への参列をご遠慮いただき、オンライン等の手段を活用した参加等のご案内する²。
また、無症状の濃厚接触者についても、オンラインの活用等、対面を避ける取り組みを推奨していく。ただし、その方の検査の状況を踏まえつつ、感染対策を徹底することが可能であれば対面での対応を検討する。
- ③ 葬儀会館内にご遺族、参列者が入る際は、手指消毒や手洗いをお願いすると共に、人と人とが触れ合わない距離を確保する。マスクについては、自社スタッフやHP等を活用し、参列者に事前に準備いただくことをお願いすることが望ましい。また、マスクを着用せず来場する参列者のために、ある程度のマスクの備蓄等を考慮すること。館内には首相官邸並びに厚生労働省で作成した「感染症対策チラシ」等をプリントアウト

¹ 換気徹底による密閉回避・保湿

- ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。
- ・また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。
※なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・HEPAフィルター式空気清浄機やサーキュレーター³の補助的活用も可とする。
※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

<参考>

- ・効果的な換気のポイント（第17回 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料4頁目）
https://corona.go.jp/emergency/pdf/kanki_teigen_2220719.pdf
- ・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

² さらに、見込まれる参列者の人数等によっては、感染した場合に重症化リスクが高い高齢の方や持病のある方についても、来場を慎重にご検討いただくよう案内する。

トの上掲しし衛生面での啓蒙に努めると共に、ご遺族、会葬者に配布することも検討する。

2. ご遺族との打合せ時～葬儀～火葬後までの流れ（自社葬儀会館等で行う場合の一例）

(※) 新型コロナウイルス感染症に感染している（感染している疑いがある場合も含む。感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合のご遺体については、本ガイドラインは適用しない。）ご遺体の取り扱いについて、別途公表されている「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に沿って対応することとする。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001033541.pdf>

(1) ご遺族との打合せ時

- ①ご遺族との葬儀の打合せ時も換気を行い、感染症対策に気を付け「3密」に配慮して行う。
- ②ご遺族との打合せの際は、電話、FAX、メールや郵便物等を活用する等新型コロナウイルス対策で必要とされている「3密」を避けることも一つの方法である。

(2) 通夜、葬儀施行時

- ①葬儀会館では、出来るだけ広めの会場を手配し、準備段階から開式までを通じて「3密」を避ける環境作りに努める。
- ②会館内は適切な空調設備による常時換気を行うか、又はドア、窓を開けるなど換気を行う。
- ③式前、式後等、会館等施設における会葬者の動線にあたる部分（ドアノブ、エレベーターのボタン、階段の手すり、エスカレーターのリフト、椅子、ソファ、テーブル、ハンガー等）の清掃、消毒を適宜行う。
- ④手や口に触れるようなもの（コップ、箸、トング等）は、その都度適切に洗浄消毒する。
- ⑤トイレは以下のとおり対応する。
 - ・便器内は、通常の清掃が良い。
 - ・ドアノブ、蛇口、手洗いシンク等は、定期的に清拭消毒を行うこと。
 - ・手を洗う場所には液体せっけん、又は手指消毒剤等を設置すること。
- ⑥会館入口等に手指消毒剤（アルコール手指消毒剤等）を置く等会葬者が手指等の消毒を行えるように対策をとる。
- ⑦会葬者に手洗い、咳エチケット等協力をしていただくよう会館内にポスターを貼る等周知に努める。

⑧お焼香またはお線香をあげる際は、事前事後に手指等の消毒を行っていただく。

⑨通夜振る舞い等で大皿料理から料理を取り分ける際には、会食前に会葬者、従業員とも手指消毒を行い、トング、取箸等を用いて行っていただく。その他、飲食提供に当たっては、以下のガイドラインも参照すること。

※外食業の事業継続のためのガイドライン<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

(3) 搬送・送迎

①搬送や送迎の際は、予め寝台車やマイクロバスのドアノブ、座席、ストレッチャー等の清掃・消毒作業を行う。寝台車については、使用した後についても清掃・消毒作業を行う。

日常的に人が触れる部分は、定期的に清拭消毒する。

②搬送の際には、可能な限り換気に努める。

③火葬場へ送迎する際、マイクロバス等では、換気を徹底することや個々の自家用車で移動するなど、極力「3密」を避ける工夫をすること。

(4) 火 葬

火葬場においても、待機の間等で「3密」を避けるようご親族、会葬者にご案内する。

(5) 葬儀、火葬後

会館内で、参列者やスタッフ等が手で触った可能性が高い高頻度接触部位（ドアノブ、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、タッチパネル、エレベーターのボタン等）については、清拭消毒作業を定期的に行う。

3. 従業員の安全・健康管理について

①出勤、勤務中について

- ・毎朝検温し、発熱や、風邪の症状がある場合は無理せず、報告して休暇をとるか在宅勤務とすること。
- ・就業中の発熱や風邪等の軽い症状でも、上長へ連絡の上、早退し自宅で休養すること。
- ・出勤時には手指消毒を徹底すること。
- ・接客前後には手指消毒を徹底すること。

②休憩スペースの利用について

- ・(食事・喫煙を含む) 休憩・休息の際は、対人距離の確保、適切な換気、3密の回避を徹底し、一定数以上が同時にスペースに入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、休憩時間をずらす工夫をすること。

- ・一度に休憩する人数を減らし、十分な距離を確保できない場合には対面で食事や会話をしないようにすること。
- ・休憩スペースは、常時換気をする事。
- ・共有する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照すること。
- ・入退室の前後に手洗いをすること。

③その他衛生について

- ・ユニフォームはこまめに洗濯すること。通夜・葬儀施行時に着用する白い布手袋については、会葬毎に清潔なものに取り替えること。
- ・鼻水、唾液等が付いたゴミはビニール袋に入れて密封して縛ること。
- ・手袋を着用しないで作業を行ったときは、必ず液体せっけんと流水で手を洗うこと。
- ・事務所等密室は、換気を徹底すること。
- ・職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - 1) 普段から、平熱が把握できるよう体温の日ごとの推移がわかるような健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2) 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - 3) 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原定性検査を実施する。
 - 4) 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、健康フォローアップセンターに連絡する。

＜参考＞B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf>

- 5) 抗原簡易キットの利用にあたっては、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用する。また、厚生労働省のWEBサイト「新型コロナウイルス感染症に関する検査」等を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.html

4. 従業員の感染等について

従業員の感染が確定した場合

- ・同一職場内等で風邪症状を訴える者が出た場合は、無理をせず休むよう指示すること。
- ・対象の職場については、必要に応じ保健所に消毒方法・消毒範囲を相談の上、速やかに消毒を行うこと。